

遍的原理であり国際標準であるとして、受容し、自らも育ててきた。これらが今日の政治の言説の中で、しばしば放却されるありますまは、立憲政治の名に恥ずべきことであり、実に情けない。

今般の憲法改正論議の狙いは、九条の改正にあることは明らかである。国防軍の創設は、緊急事態条項の創設とともに、これまで築き上げられてきた平和主義ののど元にあたかも剣を突きつけるようなものである。このこと自体、もちろんの価値の転換を伴う、非常に大きな問題だ。ただ、右にも述べたように、今の政治状況には、九条改憲の問題だけにとどまらず、より根源的に、私たちの法文化への危機が存在するといわざるをえないものである。

二 「強い日本」と「占領憲法の改正」

二〇一二年九月、安倍晋三氏が自民党新総裁として選ばれ、両院議員総会において、「強い日本をつくっていく。日本人が日本に生まれたことに幸せを感じる、子どもたちが日本に生まれたことに誇りを持てる、そういう日本をつくっていくために、私も全力をつくしていく」と決意を語った。そして、「存じのよう、同年一二月一六日の総選挙で、自民党は圧勝した。

自民党憲法改正推進本部が作成した「日本国憲法改正草案」(二〇一二年四月二七日決定)の解説パンフレット「日本国憲法改正草案Q & A」のQ1には、「なぜ、今、憲法を改正しなければならないのですか? なぜ、自民党は、「日本国憲法改正草案」を取りまとめたのですか?」とある。これに対する回答は、「現行憲法は、連合国軍の占領下において、同司令部が指示した草案を基に、その了解の範囲において制定されたものです。日本国の主権が制限された中で制定された憲法には、国民の自由な意思が反映されていないと考えます」という。このような理由づけは、日本維新の会も採るところであり、二〇一三年三月に決定された党綱領は、語氣を強く、「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶である占領憲法を大幅に改正し、国家、民族を真の自立に導き、国家を蘇生させる」と謳っている。

自由な意思の抑圧や自立の欠如について、「これを克服することは、いずれもわが国にとつては明治開国以来の課題だったことを思い起したい。実際のところ、明治開国に当たつての対外的な危機が、日本を近代化に向かわせたのだった。西欧諸国との不平等条約改定という悲願のために、日本は必死に立憲政体を学んだ(初期のものとして、加藤弘之『隣草』文久二(一八六二)年、大久保利通「立憲政体ニ関スル意見書」明治六(一八七三)年、板垣退助ほか「民撰議院設立建白書」明治七(一八七四)年など)。なぜならばそれが一人前のまともな国家として認められるための国際標準だったからである。「日本人には眞の立憲政治を運営する能力はないから、外觀だけの立憲制度で十分だとする白人の立場からの有色人種に対する差別意識」(鳥海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、一九八八年、二四六—二四七頁)にも「背伸び」をしてでも挑戦し、西欧先進諸国の仲間入りを果たそうとした。

明治憲法自体に内在していた綻び等については措くとして、ここで注目したいのは、立憲政治を近代政治の普遍的な原理として受け容れ、必死に勉強して、日本の統治のしくみを真剣に検討した、その態度である。たとえば、枢密院での明治憲法草案審議(ちなみに明治天皇の臨席のもとである)での伊藤博文の議論は、立憲主義・立憲政体の本質についての理解として、いまなお輝いている。例を挙げれば、次のような説明がなされていた。

「抑立憲政体を制定して国政を施行せんと欲せば、立憲政体の本意を熟知する事必要なり。仮令い承認の文字を嫌て議会に承認の権を与ゆる事を厭忌するも、法律制定なり予算なり、議会に於て承知する丈けの一点は到底此憲法の上に欠く」と能はざらんとす」(議会の「承認」についての論争・明治二一

(一八八八)年六月一八日)。

「抑憲法を創設するの精神は、第一君權を制限し、第二臣民の権利を保護するにあり。故に若し憲法に於て臣民の権利を列記せず、只責任のみを記載せば、憲法を設くるの必要なし」(有名な、臣民「分際」論議における発言。明治二一(一八八八)年六月二三日)。

右に照らしてみたときに、いま憲法を変えようとしている政治家たちの言葉は、実に軽い。憲法(学)を真剣に考えようとしているとは、到底思われない。たとえば、磯崎陽輔参議院議員(自民党憲法改正推進本部起草委員会事務局長)は、立憲主義という言葉を学生時代の憲法講義で「聞いたことがない」、^{たとえ}自身の使用した憲法の教科書にこれらの言葉は「ありませんね」とツイッターでつぶやいた(議員の二〇一二年五月二八日付のツイート。ちなみに、教科書に載っていなければ誤り)。また、二〇一三年三月二九日の参議院予算委員会で安倍晋三首相は、民主党の小西洋之議員による、個人の尊重を謳い人権の保障を包括的に定めている条文は何かと云ふと、つまり憲法一二三條を知っているかどうかを問う質問に、答えることができなかつた。また、憲法学を少しでも学んだことのある人ならば当然に知つてゐるはずの故・芦部信喜博士についても、「私は憲法学の権威でもございませんし、学生だつたこともございませんので、存じ上げおりません」と述べている。

改憲に臨む態度としてあまりにも真摯さに欠ける。驚きを通り越して、悲しくなる。理論的な土台をもたず、「強い日本をつくる」という言葉のみが、ふわふわと浮いて、先走つてしまふ」とこそが、「権力を縛るものである憲法」という観点からは、もつとも恐ろしいことなのだ。

三 「改憲論議」の作法

安倍首相や磯崎議員の発言の「不眞面目さ」もその一例であるが、憲法改正の必要性を論ずる際、「六〇年も前の憲法だからそろそろ変えよう」とか、「憲法改正を一度も体験していないから、主権者意識が育たない」とか、「占領中に制定された憲法だから無効である」とか、日本国憲法の制度設計やその運用について眞面目に考えたことのない人でも(眞面目に考えたことのない人ほど)、直ちに思いつきそうな「改憲必要論」が、いささかも恥じることなく論じられている。一方、改憲派の議論には反対しつつも、従来の「護憲」のあり方を同時に批判する人々の中には、「戦後の憲法論議において九条に焦点が当たり過ぎたのは問題だ」、「憲法改正国民投票は、憲法はもちろん、広く政治について国民が真剣に考える機会となる」、「憲法を護るだけではジリ貧だ。市民の側から積極的によりよい改憲構想を提起していくべきだ」と論ずる者がいる。これらの議論に対する賛否はさまざまであろうが、ここで私たちが論じてみたいのは、これらの議論に対する評価それ自体ではなく、評価するために有用な議論の枠組みである。